

参考資料：計画策定の経緯等

参考資料：計画策定の経緯等

○計画策定の経緯

日付	会議等
令和元年 6月26日	令和元年度 第1回浦添市スポーツ推進審議会 「浦添市体育館改築に係る運動公園全体整備構想」の諮問
7月31日	「浦添市体育館改築に係る運動公園全体整備構想」の答申
8月21日～12月19日	関係課・関係団体等へのヒアリング実施
9月18日	第1回ワークショップ開催
10月1日	第2回ワークショップ開催
12月17日	令和元年度 第2回浦添市スポーツ推進審議会
12月24日	(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定 第1回検討委員会
令和2年 3月12日	(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定 第2回検討委員会
3月30日	(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定 第3回検討委員会
6月4日	令和2年度 第1回浦添市スポーツ推進審議会 「(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画」の諮問
6月19日	「(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画」の答申

○浦添市スポーツ推進審議会条例

平成 30 年 6 月 20 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、浦添市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市のスポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要な事項について教育委員会の諮問に応じて、調査審議し、答申するとともに、これらの事項に関して、教育委員会に建議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、教育委員が委嘱する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) スポーツ団体の関係者
- (3) その他教育委員会が必要があると認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するために必要があると認める場合は、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会文化スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(浦添市附属機関設置に関する条例の一部改正)

2 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○浦添市スポーツ推進審議会 委員名簿

任期：平成30年9月1日～令和2年8月31日

氏名	役職	備考
三輪 一義	琉球大学教授	会長
前川 美紀子	名桜大学人間健康学部スポーツ健康学科教授	副会長
玉那覇 嘉代子	(一社)浦添市スポーツ協会常任理事	
幸地 剛	(一社)浦添市スポーツ協会常任理事	
仲村 和文	浦添市スポーツ推進委員協議会会長	
荻堂 盛助	浦添市身体障がい者福祉協会	
手登根 雄次	琉球スポーツサポート代表	
内山 藤将	琉球コラソンGM	
上原 真弓	前浦添市スポーツ推進委員	
嘉手苺 清三	(一社)浦添市スポーツ協会専務理事	

(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定検討委員会設置要綱

(令和元年6月27日 教育長決裁)

(設置)

第1条 (仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定に必要な検討を行うため、(仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) (仮称)新浦添市民体育館整備基本計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうち教育委員会教育部施設課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、第2条に掲げる所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、関係職員(者)に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部施設課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、決裁の日から施行する。
- 2 この訓令は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

○（仮称）新浦添市民体育館整備基本計画 検討委員名簿

別表第1 要綱第3条関係

		役 職 等
1	委員長	教育委員会教育部長
2	委員	財務部財政課長
3	委員	財務部財産管理課長
4	委員	企画部企画課長
5	委員	都市建設部美らまち推進課長
6	委員	都市建設部都市計画課長
7	委員	都市建設部建築営繕課長
8	委員	都市建設部建築指導課長
9	委員	総務部防災危機管理室長
10	委員	市民部経済観光局観光振興課長
11	委員	福祉健康部障がい福祉課長
12	委員	教育委員会教育部文化スポーツ振興課長
13	委員	教育委員会教育部施設課長
	事務局	教育委員会教育部文化スポーツ振興課 同 施設課

